

【電子入札案件】本案件は電子入札案件である。

公告日	平成23年10月25日
契約担当者	〒622-0292 船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62-6 京丹波町長 寺尾豊爾
業務番号	23-B44F
業務名	平成23年度 京丹波町和知支所2階会議室改修工事監理業務
業務場所	京丹波町 本庄 地内
業務期間	契約日の翌日から平成24年2月29日まで
概 要	京丹波町和知支所2階会議室改修工事に伴う工事監理業務 1階南側通用口 カラー舗装ペイント、入り口アーチ屋根設置、パーテーション設置 2階ホール 天井の新設、照明器具、空調設備の新設、明かり窓の設置、電気メーターの設置 傍聴席撤去、机・イス等の撤去 2階 小会議室1, 2 天井の張替え、照明器具・空調設備の新設、円卓等の撤去 2階 大会議室 天井の張替え及び一部新設、照明器具・空調設備の新設 2階 倉庫9 天井の張替え、内装改修、照明器具・空調設備の新設
入札参加資格要件	入札に参加するために必要な資格は、町の測量業務等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、入札公告共通事項1のほか、次の要件を満たす者であること。 (1)登録希望要件 本町の測量業務等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、かつ建築一般、意匠、構造、積算、等に希望、登録があること。 (2)営業所所在地 京都府内に主たる営業所(本店)又は入札契約等の権限を委託された支店・営業所等の営業拠点を有すること。 (3)事務所要件 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。 (4)配置技術者 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、かつ、下記のAからCの要件を全て満たす技術者を配置できること。 A:管理技術者 大学卒業後13年以上の実務経験相当の能力を有すると共に、一級建築士免許取得後3年以上の業務経験を有する者 B:建築主任技術者 大学卒業後5年以上の実務経験相当の能力を有するとともに、構造設計1級建築士免許を有する者 C:電気・機械設備主任技術者 大学卒業後5年以上の実務経験相当の能力を有する者 ただし、B及びCの主任技術者において、自社で配置できない場合については、協力会社に求めることも可とする。 (5)その他 一級建築士が2名以上いること。
入札保証金	なし
契約保証金	共通事項9のとおり。
予定価格(税込み)	1,753,500円(入札書比較価格:1,670,000円)
最低制限価格	なし
前払金	京丹波町測量・設計・調査等の前金払に関する取扱要綱に基づく
部分払	なし
入札参加資格確認申請時の提出書類	(1)条件付一般競争入札参加申請書(業務)(様式第1号-2) 資格要件に示す技術者(管理技術者、建築及び電気・機械設備主任技術者)を記載してください。(技術者欄は適宜修正してください。) (2)配置予定技術者の資格及び経歴要件等を証明するもの 免許証及び経歴書の写し等 (3)配置技術者の直接的恒常的な雇用関係を証明するもの 資格要件に示す技術者(管理技術者、建築及び電気・機械設備主任技術者)を記載してください。(技術者欄は適宜修正してください。) 健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額(変更)通知書、雇用保険者証健康保険証のいずれかの写し等
その他	入札公告共通事項のとおり。

入札手続き等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年10月25日(火)午前9時から 平成23年11月 1日(火)午後5時まで(閉庁日を除く)	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年10月25日(火)午前9時から 平成23年11月 1日(火)午後5時まで(閉庁日を除く)	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年10月31日(月)午前9時から 平成23年11月 1日(火)午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加資格決定	平成23年11月 4日(金)	共通事項3のとおり
設計図書の販売	販売しない。 町ホームページの入札情報からダウンロードすること。	共通事項2のとおり
質問の受付	平成23年11月 8日(火)午後5時まで	共通事項5のとおり
回答の閲覧	平成23年11月 9日(水)	共通事項5のとおり
入札書送付期間	平成23年11月16日(水)午前9時から 平成23年11月17日(木)午後5時まで	共通事項6のとおり
入札(開札)日時	平成23年11月18日(金)午後2時35分 開札結果は、11月21日(月)午後5時までにホームページに公表する。	
落札決定通知	落札者には、別途通知する。	
契約予定日	平成23年11月25日(金)	共通事項10のとおり

条件付一般競争入札公告共通事項（業務）

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 条件付一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京丹波町工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 17 年京丹波町告示第 78 号。）に基づく指名停止がなされていないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けた場合を除く。
- (4) 管理技術者または主任技術者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用のある者を配置できること。
- (5) 法人及び代表者の法人町民税、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の京丹波町への滞納がないこと。

2 設計図書の入手方法等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

原則として、京丹波町ホームページ（<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/>）の入札情報からダウンロードすること。やむを得ず配布を希望する場合は、京丹波町監理課（新館 2 階）にて配布する。

(2) 設計図書等の閲覧

京丹波町ホームページの入札情報からダウンロードできる。

また、当該の公告に示す期間内に、京丹波町監理課にて閲覧することができる。

(3) 設計図書等の販売

設計図書等を京丹波町ホームページの入札情報に掲載する場合は、ダウンロードにより入手すること。この場合は原則として販売しない。やむを得ず入手を希望する場合は、京丹波町監理課へ問い合わせること。

当該の公告に設計図書を販売することを記す場合は、期間内に京丹波町監理課にて販売する。この場合、入札参加資格が認められた者は、特別の事情がない限り、購入すること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び参加確認資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、本案件は電子入札案件であり、入札手続き等については、関係規程によるものとする。

(1) 提出方法

当該の公告に示す期間内に、電子入札システムにより提出すること。

(2) 確認通知

入札参加資格確認通知書は、別途、電子入札システムにより送付する。

(3) その他

ア 入札参加申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本町において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、本町の指名停止措置を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、町に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、京丹波町建設工事等苦情処理手続要綱（京丹波町告示第9号）に定めた書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求められることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 入札参加申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

(1) 入札参加申請書及び資格確認資料に関する質問は、電話等による問合せを随時受付ける。

(2) 設計図書に関する質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、電子メールにて提出すること。（電話等口頭によるもの、郵送、ファクシミリ及び持参によるものは受け付けない。）設計図書に関する質問の回答については、当該の公告に示す日までに京丹波町ホームページの入札情報に掲載する。

(3) 連絡先

京丹波町監理課 電話番号0771-82-3811

電子メール nyu-satsu@town.kyotamba.kyoto.jp

※スパムメール対策のため、全角表示にしています。メールを送付する場合は半角で入力してください。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札方法は、**電子入札**とする。

入札手続等については、関係規程によるものとする。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。間違えて円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 業務内訳書

ア 入札書の提出に併せ、業務内訳書を電子入札システムにより提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、業務内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにすること。

ウ 業務内訳書の様式は任意とするが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

また、業務内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 業務内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 当該公告の入札参加資格要件に掲げる資格のない者の行った入札

イ 入札参加申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 入札参加申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札（他人のＩＣカードを使用しての入札を含む。）

オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ 開札時において有効な業務内訳書の提出がなかった者の行った入札

ク 公告に示した入札に関する条件に違反した入札

ケ 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

コ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前に代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した者の行った入札

サ その他、不正の目的を持ってＩＣカードを使用した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をす

ることができない。

また、入札参加資格確認通知前に、当該申請等を取り下げる場合においては、その旨及び具体的理由を記載した取下届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、本町の指名停止措置を行うことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 落札者の決定方法

(1) 京丹波町財務規則（平成 17 年京丹波町規則第 24 号）第 113 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施する。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

9 契約保証金

(1) 契約金額が 5 0 0 万円未満の場合は、免除とする。

(2) 契約金額が 5 0 0 万円以上の場合においては、契約金額の 1 0 0 分の 1 0。ただし、銀行、契約権者が確実と認める金融機関または保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 契約書の作成

落札者の決定後、7 日以内に業務請負契約書を作成すること。

11 入札の中止

入札参加資格確認において「入札参加資格があるもの」が 2 人に満たない場合、又は入札者が 2 人に満たない場合は、入札を中止する。

12 その他

(1) 入札参加者は、本公告文、関係規程、設計図書及び仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合は、本町の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (4) 入札後、契約を締結するまでに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (5) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 配置予定技術者は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任すること。
なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。